

# 地方事務所の統廃合について

【平成31年4月から】

給付業務、保健事業の助成事務等の集約により、地方事務所に残る業務については、被保険者資格の得喪等を行う加入業務となりますが、健康保険適用除外承認申請期限が14日以内に改正されたことなどから、加入業務の集約を含め、地方事務所の統廃合を進めることといたしました。

なお、統廃合の開始時期については、被保険者等への周知及びマイナンバー制度における情報連携の動向を見据え、組合内外への影響を考慮して準備期間を設けることとし、平成31年度から段階的に実施します。

## 【事務所統廃合スケジュール】

平成31年4月		平成32年4月		平成33年4月		平成34年4月以降
北海道事務所を閉鎖し、関東事務所に統合します。	⇒	九州事務所を閉鎖し、関西事務所に統合します。	⇒	東海事務所を閉鎖し、関東事務所に統合します。	⇒	関西事務所を閉鎖し、関東事務所に統合します。 さらに統合後の関東事務所と給付事務センターを統合し、総合事務センターとします。